

休眠預金等活用法に基づく異動事由について

当行との預金取引（普通預金、スーパー定期、大口定期及び積立式定期預金に限ります。）において、休眠預金等活用法に基づく異動事由として取り扱う事由は、以下のとおりです。

1. お引出し、お預入れ、お振込みの受入れ、お振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
2. 第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
3. 預金者等から、休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告の対象となっている預金等に関し、休眠預金等活用法第3条第4項に定める情報の提供の求めがあったこと
4. 預金者等による残高の確認の求めがあったこと
例) インターネットバンキングまたは通帳アプリへのログイン、ATMまたは店舗での残高照会または残高証明書発行依頼等。
(ただし、当行が把握できる場合に限りします。)
5. 預金者等の申出による契約内容または顧客情報の変更があったこと
例1) 振込限度額または預金種別の変更、口座移管等
例2) 氏名・名称、住所、連絡先、勤務先、収入または資産等、当行が把握するお客さまに関する情報の変更等
(ただし、当行が把握できる場合に限りします。)
6. 預金者等による休眠預金等活用法第2条第4項の預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出があったこと
例) 預金口座を借入金返済に利用する旨の申出。ただし、カードローンに係る契約が自動更新され、更新時に改めて預金者等の利用意思の表示や利用意思の確認等が行われていない場合を除きます。
(ただし、当行が把握できる場合に限りします。)
7. 預金者等による休眠預金等活用法第2条第4項の預金等に係る休眠預金等活用法施行規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部に係る情報の受領があったこと
例) 郵送による再発行カード、更新カード等の受領、メールまたは郵送による定期預金満期通知の受領、郵送による普通預金利息計算書の受領等
(ただし、当行が把握できる場合に限りします。)
8. 当行総合口座において、他の預金等について異動事由の全部または一部が生じたこと